

令和 7 年 第 4 回 長 久 手 市 議 会 定 例 会
議 案 一 覧 表

議案番号	件 名	所 管
議案第 5 6 号	令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 7 号）	総務部
議案第 5 7 号	令和 7 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	福祉部
議案第 5 8 号	令和 7 年度長久手市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）	総務部
議案第 5 9 号	令和 7 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	福祉部
議案第 6 0 号	令和 7 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	福祉部
議案第 6 1 号	令和 7 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）	くらし文化部
議案第 6 2 号	長久手市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について	市長公室
議案第 6 3 号	長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	総務部
議案第 6 4 号	長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第 6 5 号	長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第 6 6 号	長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第 6 7 号	長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第 6 8 号	長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について	福祉部
議案第 6 9 号	長久手市福祉の家（温泉交流施設を除く）の指定管理者の指定について	福祉部

令和7年第4回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和7年11月25日～12月15日 21日間)

日 次	月 日	曜 日	開 催 時 間	摘 要
第1日	11月25日	火	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	11月26日	水	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会後 予算決算委員会
第3日	11月27日	木		休 会
第4日	11月28日	金	午前9時30分	常任委員会
第5日	11月29日	土		休 会
第6日	11月30日	日		休 会
第7日	12月1日	月	午前9時30分	常任委員会
第8日	12月2日	火		予 備 日
第9日	12月3日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第10日	12月4日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第11日	12月5日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第12日	12月6日	土		休 会
第13日	12月7日	日		休 会
第14日	12月8日	月		予 備 日
第15日	12月9日	火	午前9時30分	予算決算委員会
第16日	12月10日	水		予 備 日
第17日	12月11日	木	午前10時	議会運営委員会
第18日	12月12日	金		休 会
第19日	12月13日	土		休 会
第20日	12月14日	日		休 会
第21日	12月15日	月	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

11月 7日(金) 午前10時 議会運営委員会

11月13日(木) 午前8時30分から午後5時まで 及び 11月14日(金) 午前8時30分から正午まで
一般質問通告受付

11月14日(金) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

11月19日(水) 午前10時 議会運営委員会

令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年11月25日(火)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 意見書の処理結果について
- 2 議案の提出について
- 3 監査結果について
- 4 株式会社長久手温泉の経営状況について
- 5 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 議案説明員について

第4 議案第56号令和7年度長久手市一般会計補正予算（第7号）から議案第69号長久手市福祉の家（温泉交流施設を除く）の指定管理者の指定についてまで
（議案の上程、提案者の説明）

令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年11月26日(水)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第56号から議案第69号まで
（議案に対する質疑、委員会付託）

令和 7 年第 4 回長久手市議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 1 2 月 3 日（水）午前 9 時 3 0 分開議

第 1 一般質問
（個人質問）

令和 7 年第 4 回長久手市議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 1 2 月 4 日（木）午前 9 時 3 0 分開議

第 1 一般質問
（個人質問）

令和 7 年第 4 回長久手市議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 7 年 1 2 月 5 日（金）午前 9 時 3 0 分開議

第 1 一般質問
（個人質問）

令和7年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年12月15日(月)午前10時開議

第1 議案第56号から議案第69号まで

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

委員会付託表（総務くらし建設委員会）

議案番号	件 名
議案第 6 3 号	長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

委員会付託表（教育福祉委員会）

議案番号	件 名
議案第 6 2 号	長久手市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 6 4 号	長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 6 5 号	長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 6 6 号	長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 6 7 号	長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
議案第 6 8 号	長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
議案第 6 9 号	長久手市福祉の家（温泉交流施設を除く）の指定管理者の指定について

委員会付託表（予算決算委員会）

議案番号	件 名
議案第 5 6 号	令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 5 7 号	令和 7 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 8 号	令和 7 年度長久手市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 9 号	令和 7 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 0 号	令和 7 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 1 号	令和 7 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）

議会運営委員会に関する申合せ事項

令和7年 月 日改正

この申合せは、長久手市議会の適正な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

1 委員会は、次に掲げる事項に関し、調査・調整又は審査する。

(1) 委員会所管の議案、請願等に関する事項

(2) 議会の運営に関する事項

ア 会期及び議事日程に関すること

イ 議案の審議方法に関すること

ウ その他、議会運営に関すること

(3) 議会の会議規則及び委員会に関する条例等に関する事項

ア 会議規則及び委員会条例に関すること

イ 議員の定数条例、定例会の回数を定める条例及び市議会事務局に関する条例に関すること

ウ 定例会の招集時期を定める規則及び傍聴規則に関すること

エ 市議会事務局処務規程及び市議会公印規程に関すること

(4) 議長の諮問に関する事項

ア 議会選出委員及び市長等の付属機関の議会推薦委員に関すること

イ 議会の同意を要する委員等に関すること

ウ 議会費の予算に関して意見を聞くこと

エ その他、議長が必要と認めること

2 委員の選任

(1) 原則として会派に所属する議員で構成するものとし、各会派の所属議員数に概ね比例して選出する。

(2) 会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。議会役員の改選を行う5月の臨時会後に、会派の解散、結成等により会派の所属議員数の変更があった場合は、その都度、会派代表者会議において委員の人数について協議し、調整する。

(3) 会派に所属しない議員については、代表1人が委員外議員として出席する。発言することはできるが、採決には加わらない。

(4) 会派に所属しない議員の人数が議員実数の3分の1以上のときは、委員として選任するかどうかを、会派代表者会議において決定する。(会派に所属しない議員の人数、議員実数ともに議長は除く)

3 議長は、委員会に出席する。発言することはできるが、採決には加わらない。

4 副議長は委員外議員として出席する。発言することはできるが、採決には加わらない。

5 その他、委員会の運営に関し必要な事項の生じた場合は、その都度協議する。

長久手市議会運営上の先例

第4章 議会役員

1 議会役員の改選

- (1) 議会役員の改選は、5月の臨時会で行う。
- (2) 議会役員の人選等に関する調整は、会派代表者会議で行う。

2 議長及び副議長の選挙

- (1) 議長及び副議長の選挙は投票によって行う。
- (2) 議員は点呼に応じて演壇に置く投票箱に順次投票する。
- (3) 議長及び副議長選挙において得票数が同数のため、くじにより議長又は副議長を決定したことがある。

(議長：平成19年第1回臨時会)

(副議長：平成14年第1回臨時会、平成18年第1回臨時会)

- (4) くじは、順序を決めるくじと、当選を決めるくじと2回行う。順序を決めるくじの順序は議席番号順とする。

3 その他の選挙

- (1) 一部事務組合の議員並びに選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は指名推選の方法によるのが例である。
- (2) 指名推選の発議、指名の方法及び被選挙人の指名は、議長が行う。

4 開票立会人

開票立会人は、出席議員の中から2人（会議録署名議員）を議長が会議に諮って指名する。

5 選挙の結果

当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに行う。

6 監査委員の選任

- (1) 毎年、議会役員の改選を行う5月の臨時会において、会派代表者会議で協議する。
- (2) 会派代表者会議での協議の結果、前任者が引き続き任に就くことも可とする。
- (3) 会派代表者会議において、候補者が2人以上となり調整がつかない場合は、全議員による投票で決定する。投票の方法は、議長・副議長の選挙に準ずる（非公開）。

第6章 発言

2 一般質問

- (1) 一般質問には代表質問と個人質問があり、代表質問者は個人質問できない。
- (2) 個人質問は毎定例会、代表質問は第1回定例会に行う。
- (3) 発言通告書には具体的な質問要旨等を明確に記載する。
- (4) 文字の大きさは12ポイントで明朝体とし、電子データで提出する。
- (5) 発言の順序は、代表質問、個人質問の順に、それぞれ通告の順に行う。

- (6) 質問通告者が提出期限経過後に提出されたものについて受理を認めなかったことがある。(昭和51年第3回定例会、昭和54年第2回定例会、平成26年第3回定例会)
- (7) 質問通告者が当日欠席したときは、権利を放棄したとみなしたことがある。(平成8年第3回定例会) 会議規則を改正したことにより、質問者が当日欠席した場合、通告が無効になったことがある。(令和4年第1回定例会)
- (8) 2回目以後の質問は、質問者が答弁者を指名することができる。
- (9) 質問通告者が1回目に質問をしなかった事項は、2回目以降で質問をしない。
- (10) 再質問は、通告事項の順に項目ごとに質問・答弁を繰り返す。再質問において発言通告の項目順に行わなかったため、質問した項目以前の再質問を認めなかったことがある。
- (11) 再質問の回数制限はしない。(平成18年第3回定例会から。平成17年第1回定例会から3回。以前は2回まで。)
- (12) 代表質問の関連質問は、同一会派の議員に限り発言することができる。
- (13) 個人質問、代表質問は質問席で行う。関連質問は自席で行う。(平成17年第1回定例会から)
- (14) 一般質問開始時間は、午前9時30分開始とする。
- (15) 一般質問の録画映像は平成23年6月からインターネットで配信した。
なお、令和5年第1回定例会から本会議の全日程のライブ配信を開始し、その録画映像もインターネットで配信を始めた。

(16) 補助資料

一般質問においての補助資料とは、説明の際に言葉だけでは十分に伝わらない事柄について、議会出席者や傍聴者の理解を深めるために必要な資料を指す。

ア 議会出席者や傍聴者に資料内容が共有できるようにするため、質問日の前日正午までに、使用する資料を議会事務局に提出し、議長の許可を得る。

イ 写真やスキャンデータにできない類で実物を紹介する必要がある場合は、質問日の前日正午までに議長の許可を得た上で、質問席で掲げて見せることとする。

ウ 本を紹介する場合は、実物を質問席で掲げて見せるのではなく、質問日の前日正午までに議長の許可を得た上で、内容を説明する程度とする。表紙を共有する必要がある場合は、スキャンデータを質問日の前日正午までに議会事務局に提出する。

第8章 委員会

1 常任委員会

- (1) 委員長及び副委員長の互選は委員を選任した日に行い、その結果を次の本会議において報告する。
- (2) 副議長は、常任委員会の委員になることができる。副議長の職としては委員会に出席しない。

5 特別委員会

- (1) 特別委員会は議会の必要性に基づき議長発議により設置する。
- (2) 委員の選任方法は、常任委員会の選任の例による。

- (3) 副議長は、特別委員会の委員になることができる。副議長の職としては委員会に出席しない。
- (4) 「調査終了まで」と議決された特別委員会は、委員長が全員打合せ会で調査報告をしたのち、廃止の議決をする。
- (5) 予算・決算特別委員会については、委員数を 8 人とする。(平成 31 年 5 月 1 日常任委員会へ移行)

第 12 章 その他

3 議会運営委員会

- (1) 議会招集日の前に会議を開き、会期日程、議事日程、一般質問通告者の割振り等を決める。
- (2) 会期中において、追加議案の取り扱い、議事日程の確認のため開催する。
- (3) 上程議案の内容を聴取するため理事者の出席を求める。

~~(4) 議長及び副議長は、議会運営委員会に出席する。~~

6 会派代表者会議

- (1) 議長が会派相互の連絡調整を図る必要がある場合に開催する。
- (2) 会派代表者会議は議長が招集し、会派代表者~~等~~のほか副議長が出席する。